

文教委員会議案説明資料

令和3年7月2日

件名	頁
(子ども家庭部)	
1 第67号議案 積立金等返還請求調停に関する和解について……………	2

(教 育 委 員 会)

第 6 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 7 月 2 日

件 名	積立金等返還請求調停に関する和解について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>足立区立保育所の指定管理者に支払う管理運営経費の執行残額は、これまで協定に基づき翌年度以降へ繰越し、積立金として管理することとなっていた。</p> <p>この積立金は、指定管理者の指定を受けた足立区立保育所の管理運営以外に使用することができないものであったため、足立区と指定管理者との間で、積立金の取扱いについて協議を実施してきたが、当事者間の協議によっては解決ができなかった指定管理者について、令和 2 年第 2 回足立区議会定例会での議決を経て民事調停の申立てを行った。</p> <p>民事調停での協議の結果、和解内容がまとまったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号に基づき議案を提出する。</p> <p>1 相手方 社会福祉法人江北会 (東京都足立区江北三丁目 1 7 番 4 号) 理事長 野口 澄夫</p> <p>2 和解の要旨</p> <p>(1) 令和 3 年 4 月 1 3 日時点で相手方が保有する足立区立さつき保育園の指定管理に係る平成 1 8 年度から令和元年度までの積立金の合計額が次の金額であることを確認する。 金 1 1 6, 0 2 5, 6 8 2 円</p> <p>(2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について区への返還義務がないことを確認する。 金 1 0 3, 4 6 1, 1 9 9 円</p> <p>(3) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について、相手方が足立区立さつき保育園の管理運営業務に係る運転資金として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において、運転資金の残額がある場合は区へ返還するものとする。 金 1 2, 5 6 4, 4 8 3 円</p> <p>(4) 相手方の足立区立さつき保育園に係る令和 2 年度決算において、令和 2 年度分の積立金が発生するときは、上記 (3) の運転資金に合算するものとし、積立金を取り崩すべき事由が生じたときは、上記 (3) の運転資金を充当することにつき、区の承認を得たものとみなす。</p>
今後の方針	議会の議決が得られた際には、その議決後に和解を成立させる。